令和８年度 千葉県奨学生 第２次募集

千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。　※返還が必要な制度です。
※計画通りに返還されない場合、年利５％の延滞金が発生します。

【申請方法】

進学先の高等学校等で申請します。
申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。

【資　格】

①保護者が千葉県内に住所を有する者。
②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済的理由の基準】を参照）。
④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。

【経済的理由の基準】

生計維持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計が、以下の収入基準額を下回ること。（以下の基準額はあくまで目安であり、各ご家庭の状況により個別に判定されますので、詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。）

〔収入・所得の目安〕

区　分	給与収入 （収入金額（総支給額））	給与収入以外（事業所得等） （収入金額から必要経費を引いた金額）
３人世帯	706万円 程度	525万円 程度
４人世帯	768万円 程度	581万円 程度
５人世帯	891万円 程度	696万円 程度

※３人世帯：父母・本人の世帯を想定。４人世帯：父母・本人・中学生の世帯を想定。
　５人世帯：父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定。

【貸付条件】

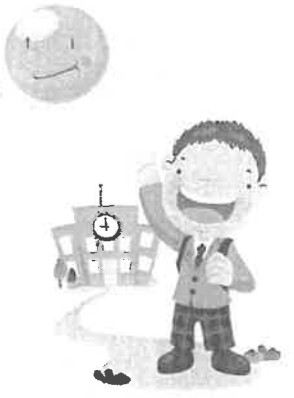
連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。

【貸付月額】

下表から希望額を選択していただきます。

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000 円	10,000 円
	20,000 円	20,000 円
		30,000 円
自宅外通学	15,000 円	15,000 円
	25,000 円	25,000 円
		35,000 円

※自宅外通学の場合でも、自宅通学の月額も選択可能です。



【貸付期間】

令和８年１０月分から正規の修学期間が終了するまで。
ただし、毎年度当初に継続審査があります。

【貸付方法】

生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。
※初回貸付は審査終了後、１０月分から貸付決定月分までを振り込みます。

【緊急貸付】	一次募集、二次募集の時期以外で家計状況の急変（保護者の失職、病気等）により緊急に貸付けの必要が生じた場合には、緊急採用の制度があります。 家計が急変し、千葉県奨学資金の貸付けを希望される場合、進学先の高等学校等に御相談ください。　※その年度のみの短期貸付となります。
【返還方法】	貸付終了月の翌月から６か月経過した後、規定の年数以内（１０～１４年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還していただきます。 返還は無利子ですが、滞納した場合は、延滞利息が発生します。
【返還猶予】	大学等進学その他の場合は、返還を猶予することができます。 ・大学等進学の場合：正規の修学期間 ・大学等進学準備、生活保護受給、一定の収入を得るまでの間等：１年更新 ※大学等進学準備の場合は通算５年を限度とします。 ※一定の収入の例：総収入額 230 万円程度（年額・給与収入の場合） **※返還猶予は、返還時期を先送りにするものであって、「免除」ではありません。** **※返還猶予は申請が必要です。自動で猶予が更新されるものではありません。**

≪参考≫ 千葉県ホームページ（千葉県の奨学金制度）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/

≪他の修学支援制度の御案内≫※令和７年度時点

○「高等学校等就学支援金」
…高等学校等の授業料に充当（**返済不要**）
お問い合わせ先：進学先の高等学校等

○「奨学のための給付金」
…高等学校等の生徒の保護者等に授業料以外の教育費の一部を支給（**返済不要**）
〔条件〕生活保護世帯、または保護者の道府県民税および市町村民税の「所得割額」が０円～９９円（非課税）であること（拡充予定あり）
お問い合わせ先：進学先の高等学校等

○「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」…ひとり親世帯への教育資金等の貸付け
お問い合わせ先：お住まいの市町村のひとり親家庭福祉担当課

○「生活福祉資金（教育支援資金）」…比較的所得が低い世帯への教育資金等の貸付け
お問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

令和８年８月千葉豪雨等の被災者への千葉県奨学資金の貸付について

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

☆令和８年８月千葉豪雨等の被災により奨学資金の貸付けが必要となった場合には、貸付申請を随時受け付けていますので、まずは学校に御相談ください。

【申請方法】
在学する学校で申請します。
申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。

【資　格】
①保護者が千葉県内に住所を有する者。
②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
③「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
④勤務先等が被災したことで、失業又は減収等により経済的に修学困難となった方
⑤災害により奨学生本人の自宅が被害を受けた方
（④⑤いずれかで可）

【経済基準】
親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。
※被災により一時的に減収となった場合でも貸付けが可能です。

【貸付条件】
連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。

【貸付月額】
下表から希望額を選択していただきます。

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※自宅外通学の場合でも、自宅通学の月額も選択可能です。

【貸付期間】
（令和８年８月千葉豪雨の場合）令和８年８月分から令和９年３月分まで。
令和９年４月以降も貸付を希望する場合、令和９年度１次募集での申請が必要です。

【貸付方法】
生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。
※初回貸付は審査終了後、令和８年８月分から貸付決定月分までを振り込みます。

【返還方法】
貸付終了月の翌月から6か月経過した後、規定の年数以内（１０～１４年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還していただきます。
返還は無利子ですが、滞納した場合は、延滞利息が発生します。

【返還猶予】
大学等進学その他の場合は、返還を猶予することができます。
・大学等進学の場合：正規の修学期間
・大学等進学準備、一定の収入を得るまでの間の猶予：１年更新

※返還猶予は、返還時期を先送りにするものであって、「免除」ではありません。
※返還猶予は申請が必要です。自動で猶予が更新されるものではありません。

≪参考≫ 千葉県ホームページ（千葉県の奨学金制度）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/